



税金の軽減

障害者控除（所得税・住民税）

■対象

本人又は同一生計配偶者、扶養親族（16歳未満の年少扶養親族も含む）が次のいずれかに該当する方

- ①愛の手帳の交付を受けている方
(1・2度は特別障害者)
- ②身体障害者手帳の交付を受け、身体上の障がいがあるとして記載されている方
(1・2級は特別障害者)
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- ④成年被後見人など精神上の障害により物事を判断する能力を欠く常況にある方
(特別障害者)
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方
(特別項症から第3項症までの方は特別障害者)
- ⑥原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者）
- ⑦年齢65歳以上の方で、上記②に準ずる者として各地域福祉課の認定を受けている方等。認定については、各地域福祉課の高齢者地域支援担当にお問い合わせください。

大森地域福祉課	高齢者地域支援担当 ☎03-5764-0658
調布地域福祉課	高齢者地域支援担当 ☎03-3726-6031
蒲田地域福祉課	高齢者地域支援担当 ☎03-5713-1508
糀谷・羽田地域福祉課	高齢者地域支援担当 ☎03-3741-6525

■所得控除額

区分		所得税	住民税
本人	障害者	27万円	26万円
	特別障害者	40万円	30万円
扶養親族又は 同一生計配偶者	障害者	27万円	26万円
	特別 障害者	同居 75万円	53万円
	以外	40万円	30万円

■窓口

①所得税

大森税務署

〒143-8565 中央7-4-18

☎03-3755-2111 (代)

雪谷税務署

〒145-8506 雪谷大塚町4-12

☎03-3726-4521 (代)

蒲田税務署

〒144-8556 蒲田本町2-1-22

☎03-3732-5151 (代)

②住民税

大田区区民部課税課

大森地区 ☎03-5744-1194

調布地区 ☎03-5744-1195

蒲田地区 ☎03-5744-1196

FAX (共通) 03-5744-1515

ストマ用装具に係る費用の医療費控除（所得税・住民税）

■対象

人工肛門のストマ（排泄孔）又は尿路変向（更）のストマをもつ方のストマ用装具について、医師が治療上必要不可欠であると認め「ストマ用装具使用証明書」の発行を受けた方

■手続

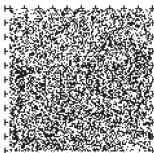
医師の発行した「ストマ用装具使用証明書」を取得し、①証明年月日②証明書の名称③証明者の名称を「医療費控除の明細書」の欄外等に記載することが必要です。

また、ストマ用装具代の「領収書」を基に作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

※医療費等の領収書等は、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

■窓口

上記「障害者控除」の窓口参照



おむつに係る費用の医療費控除（所得税・住民税）

■対象

- 次のいずれの条件も満たし、かつ医師が発行する「おむつ使用証明書」を受けた方
- ①傷病によりおおむね6か月以上にわたり、寝たきり状態にあると認められる方
 - ②その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

■手続

医師の発行した「おむつ使用証明書」を取得し、①証明年月日②証明書の名称③証明者の名称を「医療費控除の明細書」の欄外等に記載することが必要です。

また、使用したおむつ代の「領収書」（おむつであることが明記されたもの）を基に作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

※医療費等の領収書等は、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

■窓口

P140 「障害者控除」の窓口参照

在宅医療に係る介護費用の医療費控除（所得税・住民税）

■対象

障害者総合支援法の規定により、医師と適切な連携を図り、在宅介護サービス又は訪問入浴サービス等を行う障害福祉サービス事業者などに支払った費用は、医療費控除の対象となります。

■手続

指定障害福祉サービス事業者等が発行する「障害福祉サービス等利用料領収証」及び医療機関の領収書を基に作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

※医療費等の領収書等は、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

■窓口

P140 「障害者控除」の窓口参照

住民税の非課税

次のいずれかに該当する方で、前年の合計所得が135万円以下の方は、住民税が課税されません。

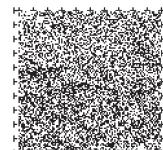
■対象

- ①愛の手帳の交付を受けている方
- ②身体障害者手帳の交付を受け、身体上の障がいがあると記載されている方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④成年被後見人など精神上の障害により物事を判断する能力を欠く常況にある方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ⑥原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方

- ⑦年齢65歳以上の方で、左記①・②に準ずる者として各地域福祉課の認定を受けている方等

■窓口

大田区区民部課税課
 大森地区 ☎03-5744-1194
 調布地区 ☎03-5744-1195
 蒲田地区 ☎03-5744-1196
 FAX (共通) 03-5744-1515





税金の軽減

贈与税の非課税

日本国内に住所を有する特定障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を取得した場合には、「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を経由して税務署長に提出することにより、信託財産の価額のうち6,000万円（特別障害者以外の特定障害者は3,000万円）までが非課税となります。なお、詳細は最寄の税務署にお問い合わせください。

■特定障害者

- ①愛の手帳1・2度（特別障害者）
- ②身体障害者手帳1・2級（特別障害者）
- ③精神障害者保健福祉手帳1級（特別障害者）
- ④戦傷病者手帳特別項症～第3項症（特別障害者）
- ⑤原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者）

- ⑥年齢65歳以上の方で、左記①・②に準ずる者として各地域福祉課の認定を受けている方など（特別障害者）
- ⑦精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害者）
- ⑧その他の精神に障がいがある者として一定の要件に当てはまる方（特別障害者以外の特定障害者）

■窓口

大森税務署
〒143-8565 中央7-4-18
☎03-3755-2111（代）
雪谷税務署
〒145-8506 雪谷大塚町4-12
☎03-3726-4521（代）
蒲田税務署
〒144-8556 蒲田本町2-1-22
☎03-3732-5151（代）

相続税の軽減

相続又は遺贈により財産を取得した日本国内に住所を有する法定相続人（短期滞在の外国人を除く）のうちに障がい者がいる場合には、障がいの程度、年齢により、相続税が軽減されます。

■対象

- ①愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障害者）
- ②身体障害者手帳の交付を受け、身体上の障がいがあるとして記載されている方（1・2級は特別障害者）
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- ④戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症～第3項症は特別障害者）
- ⑤原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者）
- ⑥常に就床を要し複雑な介護を要する方又は年齢65歳以上の方で、上記①・②に準ずる者として各地域福祉課の認定を受けている

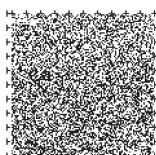
方等

■内容

区分	軽減される税額
障害者	(85歳-相続開始時の年齢) × 10万円
特別障害者	(85歳-相続開始時の年齢) × 20万円

■窓口

上記窓口の各地域の税務署参照



バリアフリー改修工事等に係る所得税の税額控除

■対象

- ①50歳以上の方
- ②介護保険法に規定する要介護認定を受けている方
- ③介護保険法に規定する要支援認定を受けている方
- ④所得税法に規定する障害者に該当する方
- ⑤②から④のいずれかに該当する方又は年齢が65歳以上の親族と同居を常況としている方

上記の対象者が、その方の所有する家屋で、

自己の居住の用に供するものについて、一定のバリアフリー改修工事（高齢者等居住改修工事等）を含む増改築をした場合、一定の要件のもと次のいずれかの税額控除が適用されます。

ア 住宅借入金等特別控除（一定の要件の借入金がある場合）

イ 住宅特定改修特別税額控除

■窓口

P142窓口の各地域の税務署参照

バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く。）において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事（改修工事に要した費用の額より、国又は地方自治体からの補助金を控除した額が1戸あたり50万円を超えていた）を行った場合に、工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり100m²の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます。

■減額の対象となる住宅

- ①65歳以上の方、要介護認定又は要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの方が居住
 - ②新築された日から10年以上経過
 - ③居住部分の割合が2分の1以上
 - ④改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下
- ※減額を受けるためには、バリアフリー改修工事完了後3か月以内に申告が必要です。

■窓口

大田都税事務所 ☎03-3733-2411

〒144-8511 新蒲田1-18-22

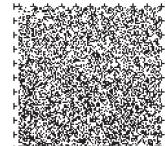
自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

■次の①～③に該当する心身障がい者、精神障がい者（以下「心身障がい者等」という。）又はその方と生計を同じくする方が所有し、心身障がい者等のために通院等に使用する自動車等についてのみ限定し、定められた期限までに申請することにより減免されます。

- ①身体障がい者及び戦傷病者（下・右表）
- ②愛の手帳総合判定、1～3度（他府県発行の療育手帳はお問い合わせください。）
- ③精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級（精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限る）

障がいの区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
肢 体 不 自 由	上肢不自由	1級・2級	該当する障がいの程度は、東京都自動車税コールセンターへお問い合わせください。
	下肢不自由	1級～6級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 移動機能	

障がいの区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい	1級～3級 4級の1	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級・5級	
音声機能又は言語機能障がい	3級 (こう頭部出に係るものに限る)	
心臓機能障がい じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこう又は直腸機能障がい 小腸機能障がい	1級・3級・4級	該当する障がいの程度は、東京都自動車税コールセンターへお問い合わせください。
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級 軽自動車税（種別割） 1級～3級 自動車税（環境性能割・種別割） 軽自動車税（環境性能割）	
肝臓機能障がい	1級～4級	





税金の軽減

■ご注意

- 自動車税種別割は年額45,000円（新規登録の場合は相当月割額）、自動車税環境性能割は課税標準額300万円相当分まで減免され、上限を超える場合には上限額との差額を納付していただきます。
- 自動車税環境性能割の減免は、特別な場合を除き年度内に一台しか受けられません。
- 減免を受けることができる自動車（軽自動車、オートバイ、原動機付自転車を含みます。）は障がいの方1人につき1台に限られます。

■提出先等

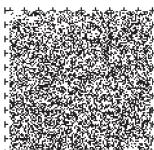
	自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割	軽自動車税種別割
提出(提示) 書類等	<p>減免申請書、手帳、運転免許証、…詳細は下記提出先にお問い合わせください。 ※減免申請書に通院先等の所在地・名称及び電話番号を記入していただきますので、ご準備ください。</p> <p style="text-align: center;">(☆) ※</p>	左記の書類と併せて、以下のものをお持ちください。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証記録事項（車検対象車のみ） ・自立支援医療受給者証（該当の方のみ）
提出期限	<ul style="list-style-type: none"> すでに自動車を所有している時、納税通知書に記載された納期限（6月2日）までに申請する。 新たに自動車・軽自動車（二輪車を除く）を登録（取得）した時、また、その日から1か月以内に申請する。 	毎年納税通知書発行日（5月中旬）から納期限（6月2日）までに申請する。（郵送申請可。ただし期限厳守）
提出先	<ul style="list-style-type: none"> 都税総合事務センター自動車税課 〒176-8517 練馬区豊玉北6-13-10 (問合せ先) 東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066 ・大田都税事務所（他の都税事務所可） 〒144-8511 大田区新蒲田1-18-22 ☎03-3733-2411 ・品川自動車税事務所 〒140-0011 品川区東大井1-12-18 ☎03-3471-6670 	大田区課税課課税担当 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ☎03-5744-1192 FAX 03-5744-1515

(☆) 障がい者本人が納税義務者、運転者に該当しない場合は、以下の書類が必要になります。詳細は提出先にお問い合わせください。

- 所有者（納税義務者）又は取得者の住所が確認できる公的証明書（運転免許証、住民票、健康保険証等）
運転者の運転免許証又はそのコピー（表裏両面）
- 生計を同じくする方が近隣（2km以内）にお住まいの親族の方は、「親族」関係が確認できる書類（戸籍謄本等）
- 生計を同じくする方が近隣（2km以内）にお住まいのパートナーシップ関係の相手の方は、「パートナーシップ」関係が確認できる書類（東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等）
- ※買い換えた場合は、申請期限内に既に減免を受けている自動車の抹消登録（廃車）又は、移転登録（名義変更）が済んでいる必要があります。

■心身障がい者等が利用できる構造をもった自動車について、申請により減免されます。

- ①心身障がい者等が利用するために構造上、車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車について自動車税種別割、軽自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割が減免されます。（自動車検査証の車体の形状が身体障害者輸送車、車いす移動車、入浴車であるものに限る。）
- ②①と同じ装置を取り付けた自動車で、構造上心身障がい者等以外の方も利用できる自動車は、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の一部が減免されます。
- ③心身障がい者等が運転するための構造変更がされている自動車（営業用に限る）について、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の一部が減免されます。





税金の軽減

マル優制度

次に該当する方はマル優制度等により預貯金等の利子が非課税扱いの適用が受けられる場合があります。

- 障害者手帳の交付を受けている方
- 遺族基礎年金を受けている妻
- 寡婦年金を受けている方
- 障害年金を受けている方
- 母子年金を受けている方

■窓口

対象となる金額や制度の内容については直接金融機関へお問い合わせください。

個人事業税の軽減

①前年中の合計所得が370万円以下であり、納税者又は扶養親族等が障がい者である場合は、減免（1人につき5,000円、特別障害者は1万円）されます。※合計所得=事業所得+事業所得以外の所得（青色申告特別控除額控除前のもの）

②あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他医業に類する事業を営む方が、視力障害者（両眼の視力0.06以下（屈折異常のある者については矯正視力））の場合は課税になりません。

■窓口

品川都税事務所 個人事業税班

〒140-8716 品川区広町2-1-36

☎03-3774-6666

関税の免除

■対象物品

海外から輸入される①身体障がい者用に特に製作された器具、その他これに類する物品で政令で定めるもの②慈善又は救じゆつのために寄贈された給与品及び社会福祉施設に寄贈された給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの（②は輸入の許可の日から2年以内に別の用途に供されないもの）

■問合先

東京税関 税關相談官室

〒135-8615 江東区青海2-7-11

☎03-3529-0700

税關ホームページ

<https://www.customs.go.jp/>

